

平成18年(行ツ)第42号

平成18年(行ヒ)第49号

決 定

当事者の表示 別紙当事者自録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成16年(行コ)第25号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成17年10月26日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

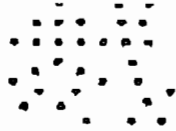
理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの



とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

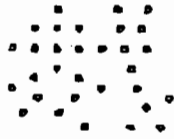
平成19年4月27日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	今	井	功	
裁判官	津	野	修	
裁判官	中	川	了	滋
裁判官	古	田	佑	紀

これは正本である
同日同庁
裁判所書記官 朱 官 署





当 事 者 目 録

名古屋市

上告人兼申立人 浅 井 岩 根

名古屋市

上告人兼申立人 橋 本 修 三

上記兩名訴訟代理人弁護士

滝	田	誠	一
鈴	木	良	明
福	島	啓	氏
佐	久	間	信
杉	浦	英	樹
新	海		聡
西	野	昭	雄
平	井	宏	和

横浜市

亡西尾武喜訴訟承継人

被上告人兼相手方

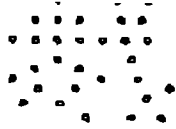
名古屋市

同

被上告人兼相手方

同 所

同



被上告人兼相手方

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号

上記3名参加人

名古屋市長 松原武久

名古屋市中区三の丸3丁目1番1号 名古屋市役所内

被上告人兼相手方

財団法人世界デザイン博覧会
協会

同代表者清算人

由 井 求